

他の内閣府令等の改正に係る新旧対照表

|  |  |    |
|--|--|----|
| 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）   | （附則第十三条第一号関係）  | 1  |
| 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）  | （附則第十三条第二号関係）  | 5  |
| 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）  | （附則第十三条第三号関係）  | 9  |
| 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）                                       | （附則第十三条第四号関係）  | 13 |
| 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）                       | （附則第十四条関係）   | 17 |
| 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）                       | （附則第十五条関係）   | 18 |
| 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年総理府・大蔵省令第三十一条）                        | （附則第十六条関係）   | 20 |
| 特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府・大蔵省令第三十二条）                                | （附則第十七条関係）   | 23 |
| 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）            |  | 24 |
| （附則第十八条関係）   |  |    |
| 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号） | （附則第十九条関係）   | 25 |
| 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号） | （附則第二十条関係）   | 27 |
| 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号） | （附則第二十一条関係）  | 29 |
| 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）                       | （附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号） | 31 |
|  | （附則第二十二条関係）  |    |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>） （略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は</p> | <p>（銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>） （略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更</p> |

同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一

新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一

項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

） (略)

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業

項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

） (略)

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業

協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（長期信用銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>～（略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一</p> | <p>（長期信用銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>～（略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法</p> |

項の登録を取り消された場合

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているから までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合法による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協

第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合法による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協

同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

手 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

る者

手 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（信用金庫代理業の許可の審査）</p> <p>第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は</p> | <p>（信用金庫代理業の許可の審査）</p> <p>第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更</p> |

同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金

新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金

庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三十一条の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、

庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三十一条の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を

執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

手 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

手 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（信用協同組合代理業の許可の審査）</p> <p>第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一</p> | <p>（信用協同組合代理業の許可の審査）</p> <p>第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法</p> |

項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の

第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に關する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の

九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中

九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中

小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農  
林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金  
利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）  
又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑こ  
れに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑  
の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった  
日から五年を経過しない者

五・六（略）

小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農  
林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受  
入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年  
法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に  
違反し、罰金の刑これに相当する外国の法令による刑を含む。）  
に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け  
ることがなくなった日から五年を経過しない者

五・六（略）

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の十第五項及び第四十一条の五第三項</p> <p>九〇三十三（略）</p> <p>二〇四（略）</p> | <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十五条第二項及び第四十二条第三項</p> <p>九〇三十三（略）</p> <p>二〇四（略）</p> |

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の第五項、第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項及び第四十一条の三十第三項</p> <p>九〇三三三（略）</p> <p>二〇〇四（略）</p> | <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の第五項及び第四十一条の五第三項</p> <p>九〇三三三（略）</p> <p>二〇〇四（略）</p> |



| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号</p> <p>六（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号</p> <p>六（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p> |

(変更の届出)

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に<sup>レ</sup>応じ当該各号に定める書類(当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の貸金業者の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合 当該変更に係る事項が記載された登録済通知書の写し

七 (略)

2・3 (略)

別紙様式第1号(第3条関係)

(日本工業規格A4)

(第3面)

5. (略)

6. 金融会社等の種類

貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者

(変更の届出)

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に<sup>レ</sup>応じ当該各号に定める書類(当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の貸金業者の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合 当該変更に係る事項が記載された登録済通知書の写し

七 (略)

2・3 (略)

別紙様式第1号(第3条関係)

(日本工業規格A4)

(第3面)

5. (略)

6. 金融会社等の種類

貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業

者

(略)

貸金業法施行令第1条第3号に掲げる者  
貸金業法施行令第1条第4号に掲げる者  
貸金業法施行令第1条第5号に掲げる者

(略)

7. (略)

(略)

貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第3号に掲げる者  
貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者  
貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第5号に掲げる者

(略)

7. (略)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(貸付金の記載方法)</p> <p>第七条 貸付金は、貸付金その他適当と認められる名称を付した科目をもって資産の部に掲記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定金融会社等が貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条の二第三号</u>に掲げる者である場合には、<u>第一項の貸付金</u>は、前項に掲げるもののほか、コール資金を含むものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>(貸付金の記載方法)</p> <p>第七条 貸付金は、貸付金その他適当と認められる名称を付した科目をもって資産の部に掲記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定金融会社等が貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条第三号</u>に掲げる者である場合には、<u>第一項の貸付金</u>は、前項に掲げるもののほか、コール資金を含むものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> |

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

|            |   |
|------------|---|
| <p>改正案</p> | <p>別表（第一条関係）<br/>一～二十八（略）<br/>二十九 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）<br/>三十～六十八（略）</p>          |
| <p>現行</p>  | <p>別表（第一条関係）<br/>一～二十八（略）<br/>二十九 貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）<br/>三十～六十八（略）</p> |

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

|      |                     |      |     |               |     |                              |  |
|------|---------------------|------|-----|---------------|-----|------------------------------|--|
|      |                     | 改正案  |     |               |     | 現行                           |  |
| (略)  | 別表第一（第二条関係）         |      | (略) | (略)           | (略) | 別表第一（第三条関係）                  |  |
|      | 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） |      |     |               |     | 別表第一（第四条関係）                  |  |
|      | 第十九条                |      | (略) | (略)           |     | 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号） |  |
|      | 第十九条                |      |     |               |     | 第十九条                         |  |
| 貸金業法 |                     | 第十九条 |     | 貸金業の規制等に関する法律 |     | 第十九条                         |  |
| (略)  |                     | (略)  |     | (略)           |     | (略)                          |  |

|     |     |               |      |
|-----|-----|---------------|------|
|     |     | 別表第三（第五条関係）   |      |
|     |     | 貸金業法          | 第十九条 |
| (略) | (略) | (略)           | (略)  |
|     |     | 別表第三（第五条関係）   |      |
|     |     | 貸金業の規制等に関する法律 | 第十九条 |
| (略) | (略) | (略)           | (略)  |

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

|                     |                 |                     |                 |             |      |             |      |
|---------------------|-----------------|---------------------|-----------------|-------------|------|-------------|------|
|                     |                 | 改正案                 |                 |             |      | 現行          |      |
| 別表第一（第二条関係）         |                 | 別表第一（第二条関係）         |                 | 別表第一（第二条関係） |      | 別表第一（第二条関係） |      |
| (略)                 | (略)             | (略)                 | (略)             | (略)         | (略)  | (略)         | (略)  |
| 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） | 第十九条及び第二十四条の四十七 | 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） | 第十九条及び第二十四条の四十七 | 貸金業法        | 第十九条 | 貸金業法        | 第十九条 |
| (略)                 | (略)             | (略)                 | (略)             | (略)         | (略)  | (略)         | (略)  |
| 別表第二（第四条関係）         |                 | 別表第二（第四条関係）         |                 | 別表第二（第四条関係） |      | 別表第二（第四条関係） |      |
| (略)                 | (略)             | (略)                 | (略)             | (略)         | (略)  | (略)         | (略)  |
| 貸金業法                | 第十九条及び第二十四条の四十七 | 貸金業法                | 第十九条            | 貸金業法        | 第十九条 | 貸金業法        | 第十九条 |

|     |     |                     |     |             |     |
|-----|-----|---------------------|-----|-------------|-----|
| (略) | (略) | 貸金業法                | (略) | 別表第三(第五条関係) | (略) |
| (略) | (略) | 第十九条及び第二十四条の<br>四十七 | (略) |             | (略) |
| (略) | (略) | 貸金業法                | (略) | 別表第三(第五条関係) | (略) |
| (略) | (略) | 第十九条                | (略) |             | (略) |

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

|                     |                           |                     |                           |                     |                 |
|---------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|-----------------|
|                     |                           | 改正案                 |                           | 現行                  |                 |
| 別表第一（第二条関係）         |                           | 別表第一（第二条関係）         |                           | 別表第一（第二条関係）         |                 |
| (略)                 | (略)                       | (略)                 | (略)                       | (略)                 | (略)             |
| 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） | 第十二条の四第二項、第十九条及び第二十四条の四十七 | 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） | 第十二条の四第二項、第十九条及び第二十四条の四十七 | 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） | 第十九条及び第二十四条の四十七 |
| 別表第二（第四条関係）         |                           | 別表第二（第四条関係）         |                           | 別表第二（第四条関係）         |                 |
| (略)                 | (略)                       | (略)                 | (略)                       | (略)                 | (略)             |
| 貸金業法                | 第十二条の四第二項、第十九条及び第二十四条の四十七 | 貸金業法                | 第十九条及び第二十四条の四十七           | 貸金業法                | 第十九条及び第二十四条の四十七 |

|     |     |                           |     |             |     |
|-----|-----|---------------------------|-----|-------------|-----|
| (略) | (略) | 貸金業法                      | (略) | 別表第三(第五条関係) | (略) |
| (略) | (略) | 第十二条の四第二項、第十九条及び第二十四条の四十七 | (略) |             | (略) |
| (略) | (略) | 貸金業法                      | (略) | 別表第三(第五条関係) | (略) |
| (略) | (略) | 第十九条及び第二十四条の四十七           | (略) |             | (略) |

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第 三十五号）

|   |  |
|---|--|
| <p>改正案</p>  | <p>現行</p>  |
| <p>（登録申請書のその他の記載事項）<br/>         第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br/>         一・二 （略）<br/>         三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録番号</p> | <p>（登録申請書のその他の記載事項）<br/>         第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br/>         一・二 （略）<br/>         三 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録番号</p> |